

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

— 「スコーキー村」事件を読み直す —

奈 須 祐 治

本稿は、70年代の終わりにアメリカで大きな論争を巻き起こした「スコーキー村」事件を紹介するものである。この事件は、ネオナチの団体が、多くのユダヤ人が住むシカゴ郊外のスコーキー村においてデモを企てたところ、村がそれを阻止するための差止命令を裁判所に求めるとともに3つの規制条例を制定したというものである。この事件は当時のアメリカで大きな国民的論議を呼んだが、最終的にはいずれの命令及び条例も違憲無効とされることで決着した。この事件の過程で下されたいくつかの判決はアメリカ憲法の概説書においてもほぼ必ず取り上げられるもので、アメリカの表現の自由史における画期的判例とみなされている。

この事件は、以下の理由で現在の日本で詳しく紹介するに値する。日本では2000年代後半からヘイト・スピーチが大きな社会問題となり、様々な議論が交わされてきた。憲法学説は概ね規制消極説と規制積極説に分かれたが、消極説が依然として優勢な状況にある¹⁾。しかし、最近は「規制に消極か積極か」という大雑把な分類論は影を潜めてきた。現在ではヘイト・スピーチがなされる場やその態様等を類型化したうえで、個々の類型をいかなる条件の下で規制できるかが、消極説の論者も巻き込んでより精緻に論じられるようになってきている²⁾。

- 1) 学説を分類した最近の文献として、小倉一志「インターネット上の差別的表現・ヘイトスピーチ」鈴木秀美＝松井茂記＝山口いつ子編『インターネットと法』158-60頁（有斐閣、2015）、拙稿「わが国におけるヘイト・スピーチの法規制の可能性—近年の排外主義運動の台頭を踏まえて」法学セミナー 707号 26-27頁（2013）等参照。
- 2) ヘイト・スピーチの中でも特定人に向けられたものや、違法行為を生み出す危険性が切迫している場面で発せられるもの等は消極説の論者の間でも規制が支持されてきたので、規制全面違憲説はもともと存在しなかった。拙稿・同上参照。

最近特に注目されるのは、マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチをその他の公共の場におけるものと区別する議論である。たとえば在日コリアン弁護士協会（LAZAK）はヘイト・スピーチ規制の可能性を論じる討論会において、「ヘイトスピーチ事例の分類表」を作成し、ヘイト・スピーチを「内容・態様」、及び「対象」の観点から分類を行った。このうち「対象」による分類において、「特定の個人・団体に向けた言動」と「公開・公共の場での言動」という両極の間に、「マイノリティ集住地区での言動」という範疇をあえて設定している³⁾。討論会にパネリストとして参加した木村草太は、マイノリティ集住地域における当該マイノリティを標的にしたヘイト・スピーチは、未必の故意を認定できる場合が多く、脅迫罪等の既存の刑法の諸規定により処罰可能であると論じる⁴⁾。

また、曾我部真裕は、「（ヘイト・スピーチの様々な）害悪を踏まえれば、京都朝鮮学校襲撃事件や、マイノリティの集住地での街頭宣伝などの事例のように、特定個人に対するものでなくても、不特定又は多数のマイノリティの人々に向けて直接訴えかける誹謗は刑罰をもって禁止しようとするべき」だと論じる⁵⁾。憲法の枠内での規制の範囲をマイノリティ集住地域におけるものだけに限定しているわけではないが、そこでのヘイト・スピーチが特に有害であるという問題意識が見出される。

規制消極論の理論的基礎づけを試みた小泉良幸は、ヘイト・スピーチが「職場や教室等の「囚われの聴衆」的状況にいる特定可能な個人に対して向けられ、それが、個人の就労・就学環境を「敵対的なもの」とし、個別化された人格的利益を侵害する場合」には「規制が要請され、正当化される」とする。これは公共の場でのデモ等を想定するものではないが、小泉はまた、「パブリックフォーラムを典型とする公共圏において発信された

3) 在日コリアン弁護士協会（LAZAK）編『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』132-34頁（影書房、2016）参照。

4) 同上138-42頁〔木村草太発言〕。木村は、こうした結論を導くのにアクロバティックな解釈は要しないと述べる。ただ、この討論会ではマイノリティ集住地域の定義が難しいことも指摘されている。同上144-45頁参照〔李春熙・木村草太発言〕。

5) 曾我部真裕「ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリスト14号155頁（2015）参照（傍点筆者）。

ヘイトスピーチ」でも、その「内容が、①「不特定」集団を対象とするものであるが、②当の集団に属するメンバーがそれに直接晒される場合」は「限界的事例」であると論じ、一定の規制の余地を認める⁶⁾。この議論からも、マイノリティ集住地域におけるデモ等を特別に扱う結論を導くことができそうである。

筆者自身は、ヘイト・スピーチがマイノリティの見聞きしうる範囲で、又はその面前で発せられる場合には、マイノリティ集住地域であるか否かにかかわらず、厳格な限定を付したうえで規制することが可能であると述べたことがあるが⁷⁾、具体的に刑事規制を立案するにあたって、マイノリティ集住地域でのヘイト・スピーチを特に標的にした刑事規制を設けることも理論的にはありうると考える。また、民事訴訟で排外主義者の過激なデモ等を差し止めることを求める場合に、当該デモ等がマイノリティ集住地域で遂行される予定であることを理由に請求を認容することもありうる。実際に、昨年6月に横浜地裁川崎支部が、在日韓国・朝鮮人等のマイノリティが多数居住する神奈川県川崎市桜本における、排外主義的主張を行う者等によるデモを差し止める仮処分命令を出した⁸⁾。

このようなマイノリティ集住地域でのヘイト・スピーチの規制を検討するうえで、スコーキー村事件は格好の素材である。おそらく日本の消極説の多くはスコーキー村事件における差止命令・条例違憲判決を支持し、マイノリティ集住地域であってもヘイト・スピーチを刑事規制すべきでないし、民事訴訟による差止めも妥当ではないと論じるだろう。そして、横浜地裁の出した上記命令も表現の自由に対する事前抑制であり、受け入れら

6) 小泉良幸「表現の自由の「変容」—ヘイトスピーチ規制をめぐる—」公法研究 78号 95,102頁 (2016) 参照。また、この論稿の基になった公法学会での報告の後の質疑で、小泉は、「在特会の街宣活動は、不特定集団を対象とするが、十分に個別化された人格的利益の侵害と理解できる」と述べている。同上 159頁参照。

7) 拙稿「ヘイトスピーチ規制消極説の再検討」法学セミナー 736号 20-21頁 (2016) 参照。

8) 横浜地裁川崎支決平 28・6・2 判時 2296号 14頁。詳細については、神奈川新聞「時代の正体」取材班編『ヘイトデモをとめた街—川崎・桜本の人びと』(現代思潮新社, 2016) 参照。

れないと考えているだろう。本稿においてスコキー村事件を詳細に検討し、同事件に係る諸判決の射程を探ることで、マイノリティ集住地域でのヘイト・スピーチの刑事規制や差止めの可能性を検討するための、貴重な一資料を提供できるはずである。

ちなみに、わが国ではスコキー村事件を紹介する文献が多くみられるため、改めてこれを紹介する意義は少ないという意見もありえよう⁹⁾。特に小林直樹によるこの事件の紹介は詳細かつ丁寧で資料的価値が高いが、小林の論稿は同事件の過程で下された諸判決の翻訳が中心であり、時系列や背景の状況についての叙述は簡素である。また、この論稿を含め日本でのスコキー村事件の紹介は、ヘイト・スピーチが日本で社会問題化する以前に書かれたこともあって、上記の筆者の問題意識に応えるものになっていない。

そこで本稿において、スコキー村事件を時系列に沿って詳しく説明する¹⁰⁾。ただ、この事件では4つの訴訟が同時並行で進行しているので、すべ

9) スコキー村事件の紹介として、小林直樹「『資料』Skokie村事件(1)～(3)」獨協法学57号37頁、59号33頁(2002)、60号71頁(2003)[以下、引用の際に(1)～(3)を示すものとして①～③の番号を付記]、奥平康弘「『表現の自由』を求めて—アメリカにおける権利獲得の軌跡」311-16頁(岩波書店、1999)、内野正幸「差別的表現」80-87頁(有斐閣、1990)、小谷順子「Hate Speech規制をめぐる憲法論の展開—1970年代までのアメリカにおける議論」静岡大学法政研究14巻1号18-23頁(2009)、川岸令和「表現の自由・寛容・リベラリズム—表現の自由の一般理論のための予備的考察」早稲田政治経済学雑誌304・305号312-20頁(1991)、紙谷雅子「著書紹介—DONALD A. DOWNS, NAZIS IN SKOKIE: FREEDOM, COMMUNITY, AND THE FIRST AMENDMENT, University of Notre Dame Press, 1985, pp. xii+227; D. A. Downs, *Skokie Revisited: Hate Group Speech and the First Amendment*, 60 NOTRE DAME L. REV. 629-685(1985)」アメリカ法[1987]296-98頁、生田真司「表現の自由と差別表現の規制」政経研究32巻4号132-33頁(1996)、長峯信彦「人種差別的ヘイトスピーチ—表現の自由のディレンマ(一)」早稲田法学72巻2号187頁(1997)、拙稿「アメリカにおけるヘイト・スピーチ規制の歴史と現状—「特殊」なモデルの形成と変容」憲法理論研究会編『対話的憲法理論の展開』105頁(敬文堂、2006)等がある。

10) 叙述にあたっては、事件当時アメリカ自由人権協会(American Civil Liberties Union; ACLU)[以下、ACLU]の常務理事(executive director)だったアライア・ネイヤーの著書(ARYEH NEIER, *DEFENDING MY ENEMY*(1979))、同じくACLUのイリノイ州支部常務理事だったデビッド・ハムリンの著書(DAVID HAMLIN, *THE NAZI/SKOKIE CONFLICT: A CIVIL LIBERTIES BATTLE*(1980))、及びPHILIPPA STRUM, *WHEN THE NAZIS CAME TO SKOKIE: FREEDOM FOR SPEECH WE HATE*(1999)を参考にした。この事件を題材とするDONALD A. DOWNS, *NAZIS IN SKOKIE: FREEDOM, COMMUNITY, AND THE FIRST AMENDMENT*(1985)、及びLEE C. BOLLINGER, *THE TOLERANT SOCIETY*(1986)も適宜参照した。

てを合わせて時系列により説明すると理解が困難になる。そこで、以下1で事件の概要を示したうえで、2で差止めに関する訴訟、3で条例に関する訴訟をそれぞれ説明し、4で主に連邦最高裁の判断を扱うこととする。同時に事件全体の流れを追えるように、巻末に年表（資料2）を付した。最後に5でこの事件の判例上の意義、及びアメリカの表現の自由史において持つ意義を確認したうえで、現在の日本の状況に適用できる部分とそうでない部分を明らかにしていく。なお、巻末資料として、スコークー村が制定した3つの条約の全訳（資料1）も掲載している。

1. 概要

スコークー村事件は、フランク・コリン（Frank Collin）¹¹⁾をリーダーとするアメリカ国家社会主義党（National Socialist Party of America: NSPA）〔以下、NSPA〕が、多数のユダヤ系住民が居住するシカゴ市郊外のスコークー村（Village of Skokie）¹²⁾において、鉤十字のついた、ナチスを想起させる制服を着て集会、デモを行うことを計画し、それを予告したことによって起こった。

この事件では、4種類の訴訟が並行して争われた。すなわち、①NSPAのスコークー村におけるデモを差し止める仮処分命令の合憲性が争われた訴訟、②そのデモを阻止するために村によって制定された3条例の合憲性が争われた訴訟、③公園でデモ等を行う際に所定の額を補償する保険に加入することを求めるシカゴ市公園区（Chicago Park District）の措置の合憲性が

11) コリンについては、STRUM, *id.*, at 4-5; HAMLIN, *id.*, at 1-8 参照。奇妙なことに、（自身は否定しているが）彼の父はナチスの迫害を受けたユダヤ人であった。See NEIER, *id.*, at 23; STRUM, *id.*, at 4; HAMLIN, *id.*, at 5-7. NSPA については、STRUM, *id.*, at 5; HAMLIN, *id.*, at 1-5; BOLLINGER, *id.*, at 26-27 を参照。NSPA は、コリンが 1968 年 12 月に創設した国家社会主義運動（National Socialist Movement）を前身として、1970 年に創設された。白人至上主義を唱え、黒人やユダヤ人等に対する差別的な政策を唱える典型的な排外主義的極右団体である。See STRUM, *id.*, at 13-14. NSPA は、政党（party）という名称であるが、実際には政党としての実体を持たない単なる政治団体だった。See HAMLIN, *id.*, at 3; BOLLINGER, *id.*, at 26. コリンは NSPA においてフル・タイムで働いていた。See NEIER, *id.*, at 23. コリンはネオナチの活動家として著名なロックウェル（George Lincoln Rockwell）のアメリカ・ナチ党（American Nazi Party）に参加していたが、ロックウェルが暗殺された後にその後継団体を去り、自分で組織を立ち上げることになった。See STRUM, *id.*, at 5. ロックウェルについては、NEIER, *id.*, at 17-22 も参照。

争われた訴訟、及び④NSPAによるデモが不法行為の1つである「感情的苦痛の意図的な賦課 (intentional infliction of emotional distress)」にあたるとして、スコーキー村のホロコースト生存者等を代表して名誉毀損防止同盟 (Anti-Defamation League; ADL) [以下, ADL] の中西部支部が起こした集団訴訟である。このうち、連邦最高裁にまで上訴がなされたのは①・②・④の訴訟であり、憲法上特に重要なものとして議論の対象になってきたのは①・②の訴訟である。

シカゴ市南部に本部を置いていたNSPAは、当初本部に近いマーケット・パーク (Marquette Park) でデモを行うことを計画した。ところが、同公園等でNSPAを含む様々なデモ参加者が度々衝突を起こし、暴力行為等が発生したことを受けて、1976年の夏にシカゴ市公園区が公園内でデモ等を行う者が所定の額を補償する保険に加入することを求める措置をとった¹³⁾。この保険の求める額があまりに高かったため¹⁴⁾、NSPAはACLUイリノイ州支部の助けを借りて、違憲訴訟を提起することとした¹⁵⁾。これが③の訴訟である¹⁶⁾。

この訴訟の結果が出るまでマーケット・パークでのデモができなくなった

12) スコーキー村は自治体の類別としては「村」であるが、実際には昔から相当な規模の自治体で、事件当時は人口70,000超で、現時点では64,000超である。NEIER, *id.*, at 48, 及び村の公式ウェブサイト (<http://www.skokie.org/AboutSkokie.cfm>) 参照。そのため、かつて同村は「世界最大の村 (The World Largest Village)」と自称していた。See <http://www.skokie.org/SkokieHistory.cfm>。第2次世界大戦の頃まではドイツ系住民が多数を占めていたが、戦後になってホロコースト生存者を含む多数のユダヤ人が移住した。See NEIER, *id.*, at 48-50; STRUM, *id.*, at 6-7。スコーキー村の紹介については、HAMLIN, *id.*, at 25-27も参照。なお、スコーキー村事件に関する裁判の判決文では、住民の過半数がユダヤ人であるとする記述が見られるが (See *e.g.*, Village of Skokie v. National Socialist Party of America, 373 N.E.2d 21, 22 (Ill. 1978); Collin v. Smith, 447 F.Supp. 676, 680 (N.D. Ill. 1978)), スコーキー村のユダヤ人人口は当時から正確に把握できていなかったといわれる。See STRUM, *id.*, at 7。

13) See HAMLIN, *id.*, at 10-16.

14) See STRUM, *supra* note 10, at 14-15。一般責任 (public liability) のための100,000～300,000ドル分を補償する保険、及び財産損害のための50,000ドル分を補償する保険に事前に加入することが求められた。

15) See HAMLIN, *supra* note 10, at 18。この訴訟は、少なくともそれが提起された際にはほとんどメディアに取り上げられることがなく、公衆の注目を集めることもなかった。See *id.*, at 20-21。

コリンは、シカゴ市郊外でデモを行うことを計画し、複数の自治体公園区にデモの許可を求める手紙を送った。これに対してスコークー村公園区だけが返信を行い、デモを行うには350,000ドル分を補償する保険が必要である旨を伝達した。そのような大金をNSPAが所持しているはずはなく、かつそのような補償範囲の保険を見つけることもほぼ不可能だった。そこで、1977年3月にコリンがスコークー村に手紙を送り、こうした保険の要件は第1修正に違反すると主張したうえで、この公園区の方針に抗議することを目的として同年5月1日に同村でデモを行うことを宣言する。これが後に全国的な注目を集めるスコークー村事件の始まりである¹⁷⁾。

後に裁判で明らかになったところによると、NSPAが予定したデモの具体的内容は、鉤十字等を備えた制服を着用した30～50人で構成されるデモ隊が、当日午後20～30分程度の間、村庁舎前を1列で行進するというものであった。また、デモ隊が鉤十字の徽章を含む政党の幟や、「白人に言論の自由を」等の言葉が書かれた標識を携帯すること、文書の配布は行わないこと、民族的又は宗教的集団を誹謗する言葉を発しないこと、交通を妨害しないこと、及び警察の指導を遵守することが確認されていた¹⁸⁾。

-
- 16) コリンは以前にもシカゴ市公園区に対して訴訟を提起していた。これは、コリンがマーケット・パークにおける集会許可を拒けられたことを不服として、同公園区等を訴えた事件である。この事件で連邦第7巡回控訴裁判所は、市による言論の事前抑制及びその根拠である市条例の規定が第1修正に違反すると判示していた(Collin v. Chicago Park Dist., 460 F.2d 746 (7th Cir. 1972))。極右団体による公共施設の利用を不許可とする自治体の処分が争われた事例は、これ以前に存在していた。註11)に記したロックウェルによるニューヨーク市内のユニオン・スクエア (Union Square) の利用申請を市の公園管理責任者が拒けたことが、市の規則の適用を誤っており、かつ違憲であるとした、*Matter of Rockwell v. Morris*, 211 N.Y.S.2d 25 (Sup. Ct. 1961) 参照。See NEIER, *supra* note 10, at 18.
- 17) 以上につき、STRUM, *supra* note 10, at 15-16; HAMLIN, *supra* note 10, at 22-23, 27-28 参照。この保険要件はスコークー村公園区がNSPAの手紙に応じて特別に設けたものだった。このような要件は、同じ排外主義者でも富裕者にはデモの実行を認め、貧しい者にはそれを認めないことを意味するので、上記シカゴ市公園区の要件と同様に法的問題を孕むものだった。See HAMLIN, *id.*, at 28-30.
- 18) See *Village of Skokie v. National Socialist Party of America*, 51 Ill.App.3d 279, 283 (1977); *Village of Skokie v. National Socialist Party of America*, 69 Ill.2d 605, 610 (1978).

2. 差止めに関する訴訟

スコークー村のユダヤ系住民、特にホロコースト生存者達はこのNSPAの発表に強く反発し、市当局にデモの規制を求めた。そして、1977年4月27日にスコークー村がNSPAとその一部成員を被告として、クック郡巡回裁判所に当該デモを差し止める仮処分命令を求める訴訟を提起した。コリンは再びACLUイリノイ州支部に連絡をとり、助けを得ることになった¹⁹⁾。

訴訟が提起された翌日、巡回裁判所のウォシック (Joseph Wosik) 判事は、5月1日のデモを差し止める仮処分命令を発した。この命令は同日にスコークー村の中で次の行為に従事することを禁じるものであった。すなわち、「NSPAの制服を着用して行進し、歩行し、又は練り歩くこと。身につけているか否かに関わらず、鉤十字を携えて行進し、歩行し、練り歩き、又はその他の方法でそれを掲示すること。ユダヤ人の信仰若しくは祖先を持つ人々、又はあらゆる信仰、祖先、人種若しくは宗教を属性とする人々に対する憎悪を煽動し、又は促進するパンフレットを配布すること、又は同様の内容の物を掲示すること」である²⁰⁾。NSPA側はその翌日の4月29日にイリノイ州控訴裁判所に上訴し、完全な弁論が行われるまで当該命令の

-
- 19) スコークー村事件の一連の訴訟でNSPAの弁護を担当したのは、主にACLUイリノイ州支部スタッフ弁護士で、自身もユダヤ人であるデビッド・ゴールドバーガー (David Goldberger) と、そこでパート・タイムで働いていたバーバラ・オーツール (Barbara O'Toole) だった。両者が担当するに至った経緯については、HAMLIN, *supra* note 10, at 51-52 参照。また、ゴールドバーガー自身によるスコークー村事件の論評として、David Goldberger, *Skokie: The First Amendment under Attack by Its Friends*, 29 MERCER L. REV. 761 (1978) 参照。この2人は註16)で触れた *Collin v. Chicago Park District*, 460 F.2d 746 (7th Cir. 1972) で既にNSPAの弁護を行っていた。See STRUM, *supra* note 10, at 22, 25, 27. ゴールドバーガーもオーツールも、当初はこの訴訟を簡単に処理できるものと考えていた。See *id.*, at 25.ところが、この訴訟がテレビで報道されてから予想外に国民の大きな注目を浴び、その後ACLUへの批判も殺到するようになった。See *id.*, at 25-26; Goldberger, *id.*, at 763.
- 20) See STRUM, *id.*, at 56. ウォシック判事は原告の主張に沿って、デモを認めることで (NSPAではなく、敵対するカウンターによる) 秩序紊乱が生じることを命令発出の根拠とした。ところが、このような根拠は敵対的聴衆による拒否権を認めるに等しいし、そもそも村は警察による治安確保が不可能であるという証明も行わなかった。See NEIER, *supra* note 10, at 54-56; HAMLIN, *id.*, at 57-58, 63-64.

執行の停止 (stay) を行うよう主張したが、裁判所はその日のうちにこれを斥ける決定を下した²¹⁾。

これに対してコリンは意表をつく行動に出る。控訴裁決定が出された29日の午後、コリンは巡回裁判所の差止命令が「5月1日」のデモを禁じるという内容であったことを奇貨として、翌日の「4月30日」にデモを行うことをテレビで宣言したのである²²⁾。その翌日に、スコークー村の求めに応じ、巡回裁判所のサリバン (Harold Sullivan) 判事が緊急の措置として、5月2日に再び裁判所が開廷したときにウォシック判事の審査に服することを条件に、差止めの期日を4月30日以降のすべての日とする新たな命令を出した²³⁾。コリンを含むNSPAの成員はデモ現場近くまで到着したが、命令の変更について警察から説明を受けて引き返した²⁴⁾。

NSPAはイリノイ州最高裁に上訴し、差止命令の執行を停止することと非常の措置として州最高裁で直接審理を行うことを求めたが、5月25日に裁判所はそれらの訴えを斥けた²⁵⁾。

ところが、連邦最高裁がこの決定を覆した。NSPAの申立てを受けた連邦

21) *See* STRUM, *id.*, at 57.

22) *See id.*, at 58.

23) *See id.*, at 58-59. 4月30日が金曜日だったため裁判所でウォシック判事による新たな審理を行う暇がなく、村内に居住するサリバン判事が5月2日の月曜日までの緊急の措置をとる必要があったのである。 *See id.*, at 57-58. ウォシック判事は、5月6日にサリバン判事の命令の無効又は停止を求めるNSPAの主張を斥けるとともに、正式に自分が出した命令をサリバン判事の命令と同内容になるよう修正した。 *See Village of Skokie v. National Socialist Party of America*, 366 N.E.2d 347, 349 (Ill. App. Ct. 1977). HAMLIN, *supra* note 10, at 74-75 は、このサリバン判事の命令の内容と手続に法的問題があると指摘する。

24) *See* STRUM, *id.*, at 59.

25) *See id.*, at 63-64.

26) 本件のような差止命令に対する執行停止の申立ては、連邦最高裁の当該地域を管轄する1人の裁判官に対して行うこととなっている。本件は連邦第7巡回控訴裁判所の管轄地域内の事件だったから、そこを担当するスティーブズ判事に対して申立てが行われた。 *See id.*, at 64. 現行の規定として、 *Rules of the Supreme Court of the United States*, Rule 23-1 (執行停止の決定は法律により認められた裁判官が行うとする。) ; 28 U.S. Code § 42 (連邦最高裁裁判官が各連邦控訴裁判所の担当割り当てを受ける旨を規定する。) 参照。

最高裁のステーブズ (John Paul Stevens) 判事は1人で事件を処理することとなっていたが²⁶⁾, 同判事はこれを最高裁全体に回付した²⁷⁾。最高裁は本件を裁量上訴の申立てとして扱ったうえでこれを受理し, 6月14日に匿名の (per curiam) 意見により州最高裁の判断を覆した²⁸⁾。連邦最高裁は, 本件差止命令は通常1年以上はかかる上訴手続の間, 第1修正が保護する言論の自由が奪われた状態になるとするNSPAの主張を認め, 州裁判所が直ちに実体判断を行うための口頭弁論を開くか, さもなければ差止命令の執行を停止することを求めた²⁹⁾。これを受けて, 同月22日, イリノイ州最高裁は同州控訴裁に対して直ちに差止命令に関する実体審理を行うか, その命令の執行を停止するように命じた³⁰⁾。

7月12日, 州控訴裁は匿名 (per curiam) 意見により決定を下した³¹⁾。上述のように, 差止命令は, (i) NSPAの制服を着用して行進し, 歩行し, 又は練り歩くこと, (ii) 鉤十字を携えて行進し, 歩行し, 練り歩き, 又はその他の方法でそれを掲示すること, (iii) 人種, 宗教等に基づ

27) See STRUM, *id.*, at 64-65.

28) National Socialist Party of America v. Village of Skokie, 432 U.S. 43 (1977). 訳として, 小林・前掲註9)・①42-44頁参照。

29) See *id.*, at 44. ホワイト (Byron R. White) 判事は執行停止を否定する投票を行ったが, これについて何の意見も付さなかった。レーンキスト判事は反対意見を執筆し, バーガー (Warren E. Burger) 長官とスチュワート (Potter Stewart) 判事がこれに同調した。反対意見は, 州最高裁は単に差止命令の執行停止を拒んだだけでいまだ実体的判断を示していないので, 州最高裁が最終的決定を下した場合にのみ連邦最高裁が裁量上訴に基づいて審理を行うことを認める連邦法の規定 (28 U.S.C. § 1257 (a)) に鑑み, 連邦最高裁の介入を時期尚早なものであると論じた。See *id.*, at 45 (Rehnquist, J., dissenting). 1年以上の上訴手続の間デモができない状態になることを, 最終的に下される実体判断とは独立して第1修正侵害として評価できるか否かについて, 多数意見と反対意見が対立したのである。See HAMLIN, *supra* note 10, at 86.

30) See STRUM, *supra* note 10, at 69. 同日コリンは改めて7月4日にスコーキー村でデモを行うことを宣言したが, その後7月2日に, 4日に予定していたデモの延期を表明するとともに, 年内にデモを行うことを宣言した。See *id.*, at 70, 75.

31) Village of Skokie v. National Socialist Party of America, 51 Ill. App.3d 279 (1977). 訳として, 小林・前掲註9)・①44-63頁参照。この事件で, 村は再び聴衆による秩序紊乱の恐れを主張するとともに, 鉤十字の掲示が喧嘩言葉 (fighting words) に該当するという新たな議論も追加した。See HAMLIN, *supra* note 10, at 94. 後述のように裁判所は後者の議論を受け入れ, 鉤十字の携行の差止めを認めた。

く憎悪を煽動し、又は促進するパンフレットを配布すること、又は同様の内容の物を掲示することを禁じるというものであった。裁判所はこのうち、(ii)のみを認め、その他の部分を違憲無効と判断した³²⁾。

本件の争点は、村側が言論の自由の事前抑制において要求される、とりわけ重い立証責任を果たしているか否かであった。(i)の制服着用について、裁判所は、鉤十字を伴わない制服の着用は切迫した危険を生むとはいえないため、*Brandenburg*テスト³³⁾を満たさず、*Chaplinsky v. New Hampshire*³⁴⁾で述べられた喧嘩言葉を構成するともいえないと判断し、命令の当該部分を違憲と判断した³⁵⁾。

(ii)の鉤十字の携行について、裁判所は(i)と同様に*Brandenburg*テストを満たさないと判断した³⁶⁾。一方で、裁判所は、鉤十字がユダヤ系住民個人々々人に向けた侮辱であり、本来的にそれらの住民による暴力的反応を呼び起こす可能性が高いものであるため、これが喧嘩言葉に該当すると考え、命令のうち(ii)に係る部分を合憲と判断した³⁷⁾。

裁判所は、(iii)に関しては、当該行為をNSPAが行うことが示されていないことから、村が証明責任を果たしていないことを簡単に認めた³⁸⁾。

そして、翌年1月、州最高裁は鉤十字の掲示を禁じる部分も含めた命令全体を違憲とした³⁹⁾。州最高裁は、上記(i)及び(iii)については控訴裁の判断をそのまま認容し、(ii)の鉤十字の掲示に分析対象を限定した

32) *See Village of Skokie*, 51 Ill.App.3d, at 295.

33) *See Brandenburg v. Ohio*, 395 U.S. 444 (1969). *Brandenburg* テストとは、暴力や違法行為の唱道を規制できるのは、①それが差し迫った違法行為を煽動し、又はそれを生み出すことに向けられていて、かつ②そのような行為を煽動し、又は生ぜしめる蓋然性のある場合のみであるとするものである。 *See id.*, at 447.

34) 315 U.S. 568 (1942).

35) *See Village of Skokie*, 51 Ill.App.3d, at 286-90.

36) *See id.*, at 290.

37) *See id.*, at 290-93. ただし裁判所は、(ii)の部分に若干の修正を施し、「スコキー村におけるデモ、練り歩き又は行進の過程で、身につけているか否かに関わらず、鉤十字を意図的に掲示すること」としたうえで合憲とすると述べている。 *See id.*, at 293. 裁判所はこのように修正された命令は過度広範とはいえないと判断した。 *See id.*, at 294.

38) *See id.*, at 294.

うえで⁴⁰⁾、いくつかの連邦最高裁判例を参照してそれを違憲と判断した⁴¹⁾。その概要は以下のとおりである。

まず、裁判所は控訴裁と同様に、村が言論の自由の事前抑制を正当化するための重い立証責任を負うと述べた⁴²⁾。そして、裁判所は主に *Cohen v. California*⁴³⁾ 判決を参照して、本件命令 (ii) は喧嘩言葉の法理によって正当化できないと判断した⁴⁴⁾。また、鉤十字が非常に不快であり、公共の平穏を害するという理由でそれを合憲とすることもできないとされた⁴⁵⁾。さらに、裁判所は *Collin v. Chicago Park District*⁴⁶⁾ 等を引いて、敵対的聴衆による違法行為の発生の可能性を理由に合憲とすることもできないと説いた⁴⁷⁾。最後の点に関して、裁判所は本件のような事前のデモ告知がなされている場合はなおさら規制を正当化できないとし、さらに *Erznoznik v. City of Jacksonville*⁴⁸⁾ 判決を引用して、仮に非自発的に鉤十字に出くわしたとしても、不快な言論を避ける義務は聞き手にあると論じた⁴⁹⁾。

3. スコーキー村条例に関する訴訟

1977年5月2日、定例会議で集まったスコーキー村の評議会 (Board of Trustees) は、NSPAを排除することを意図した3つの条例を全員一致の票決により制定した⁵⁰⁾。

39) *Village of Skokie v. National Socialist Party of America*, 69 Ill.2d 605 (1978). 訳として、小林・前掲註9)・① 63-72 頁参照。1名の裁判官が多数意見に反対しているが、意見は付されていない。See *id.*, at 619 (Clark, J., dissenting).

40) See *id.*, at 611.

41) See *id.*, at 612.

42) See *id.*

43) 403 U.S. 15 (1971).

44) See *Village of Skokie*, 69 Ill.2d, at 612-15. 裁判所は、村が規制対象の線引きに成功していないこと、本件規制が思想の抑圧につながることを特に指摘している。See *id.*, at 614-15.

45) See *id.*, at 615-16.

46) 460 F.2d 746 (7th Cir. 1972). 前掲註16) 参照。

47) See *Village of Skokie*, 69 Ill.2d, at 616-19.

48) 422 U.S. 205 (1975).

49) See *Village of Skokie*, 69 Ill.2d, at 618-19.

第1の条例（994号「行進及び公共集会に関する条例」）は、村内で所定の規模のデモ等を行う者に許可を得ることを求めるものである。この条例は、デモ等を行う者に「300,000ドル以上の額を補償する一般責任保険、及び50,000ドル以上の額を補償する財産損害保険」への加入を求めている（27-54節）。そして、許可を得るには「行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことにより、宗教的、人種的、民族的、国民的又は地域の所属を理由に、個人又は集団に対して、犯罪傾向、墮落若しくは徳の欠如を表現し、又は暴力、憎悪、虐待若しくは敵意を煽動しないこと」が要件とされていた（27-56節(c)）。NSPAは、27-54節所定の額の金銭を用意することも、同条が求める保険を民間保険会社から購入することもできそうになかったし、27-56節(c)の要件もおそらくクリアできなかったので、994号は事実上NSPAによるデモ等を不可能にするものだった⁵¹⁾。条例違反に対しては「5ドル以上500ドル以下の罰金刑」を科すものとしていた（27-65節）。

第2の条例（995号「集团的憎悪を促進し、かつ煽動する物の流布を禁止する条例」）は、村内で「人種、国民的起源又は宗教を理由に、人に対して憎悪を促進及び煽動し、かつそのように意図された物を流布することを禁止する」ものであった（28-43.1節⁵²⁾）。本条例違反がなされた場合には、スコークー村の自治体弁護士が差止命令を求める権限を有するものとされ

50) See STRUM, *supra* note 10, at 61. これらの条例は自治体弁護士のゴードン（Gilbert Gordon）が起草した。See *id.* この条例は、それぞれ 77-5-N-994, 77-5-N-995, 77-5-N-996 とナンバリングされている。以下本文ではそれぞれ「994号」、「995号」、及び「996号」と称する。各条例の内容については資料1を参照。村がこの条例を制定した直接の動機は、コリンによるデモ期日の5月1日から4月30日への変更だった。村はこの不意打ちに動揺するとともに、差止命令を得るだけでは不十分だと感じたのである。See HAMLIN, *supra* note 10, at 76, 78.

51) なお、27-64節は、「議長及び評議会は、会議に出席しているすべての成員の同意により、この条例の規定の適用を免除することができる。」と規定し、その他の団体のデモ等を、条例の要件を満たさない場合でも裁量によって認める道が開かれていた。この規定は村に不当な裁量を付与するもので、条例の差別的な運用につながりうるものだった。

52) この条文にいう物の流布については、「ポスター、標識、ちらし又は著述の公表、掲示又は配布、及び象徴的重要性を持つシンボルマーク並びに衣服の公然の掲示を含むが、それらに限定されない」とする、非常に広範な定義がなされていた（28-43.2節）。

た(28-43.3節)。条例に違反した場合には軽罪として、「500ドル以下の罰金刑若しくは郡刑務所での6ヶ月以下の自由刑、又はそれらの併科に処される」ものとされていた(28-43.4節)。

第3の条例(996号「政党の成員が軍服を着用してデモを行うことを禁止する条例」)は、「何人も、軍服を着用して、成員として、又は政党を代表して、行進、徒歩又は公共の場でのデモを行う」ことを禁止するものだった(28-42.1節)。995号と同様に、条例違反行為を制限するために、自治体弁護士が差止め命令を求める権限を有するものとされた(28-42.3節)。また、条例違反に対して995号と同様の刑が用意されていた(28-42.4節)。

これらの条例は一般的な規制の体裁を纏っていたものの、明らかにNSPAを標的にするものだった。また、いずれの条例も規制対象はかなり広範だったし、危険発生の切迫性が規制の要件になってもいなかった⁵³⁾。そのため、いずれの条例も第1修正を侵害する疑いが濃厚だった。

6月22日、コリンは条例994号の規定に従って、村に対して7月4日にスコーキー村庁舎の前でデモを行う許可を申請するとともに、保険に関する要件を免除するか、又は保険業者を見つけることを手伝うよう求めた。これに対して、村は996号違反を理由にこの申請を斥けた⁵⁴⁾。これを受けて同月、コリンは再びACLUイリノイ州支部の助けを借りて連邦地裁に違憲訴訟を提起した⁵⁵⁾。②事件の始まりである。

1978年2月、連邦地裁は条例の大部分を違憲とする判決を下した⁵⁶⁾。地裁で問題とされたのは、994号のうちの保険加入を義務付ける規定(27-54節・27-56節(j))と、憎悪等を煽動しないことを許可の要件とする規定

53) 条例の法的問題点の指摘として、HAMLIN, *supra* note 10, at 78-79 参照。

54) 具体的な適用条項は、「違法な目的……によって行われる」行進等には許可を与えないものとする994号27-56(i)のようである。See *Collin v. Smith*, 578 F.2d 1197, 1200 (7th Cir. 1978)。

55) 6月29日には、村の住民でホロコーストの生存者であるゴールドシュタイン(Sol Goldstein)等を代表して、名誉毀損防止同盟の中西部支部が、NSPAのデモは住民の「精神虐殺(menticide)」を行うもので、感情的苦痛の意図的な賦課の不法行為に該当すると主張し、デモの差し止めを求める集団訴訟を提起した(*Goldstein v. Collin*, No. 50176 (Ill. January 27, 1978) (unpublished))。上記④事件である。

(27-56節(c))、憎悪を煽動等する物の流布を禁じる995号の全体、及び軍服を着用してデモを行うことを禁じる996号の全体の合憲性だった。裁判所はこれらすべての規定が違憲無効であると判示し、本件で適用された994号の上記規定及び996号全体の執行を禁止する命令を下した⁵⁷⁾。

まず裁判所は994号の保険要件について、条例が求める保険があまりに高額でNSPAによる加入が不可能であること、そのような保険加入を求める必要性が示されていないこと、条例が保険加入義務を免除する規定を置いていながら、どのような場合に免除を受けられるかについて基準が示されていないことを理由に文面上違憲と判断した⁵⁸⁾。

次に995号に関しては、裁判所は表現の自由の基本原則と連邦最高裁の判例法理を確認したうえで⁵⁹⁾、規制の対象が喧嘩言葉に該当するかを検討した。*Chaplinsky*判決では、喧嘩言葉は「損傷 (injury) を与え、又は切迫した平穩の侵害を惹起する傾向を持つ言葉」と定義されていた。裁判所は、同判決以後の最高裁判例で喧嘩言葉の範囲が限定されてきたことを確認しつつ、本件条例が漠然としており、かつ過度に広範であるため、その規制対象は喧嘩言葉の定義の後半部分 (切迫した平穩の侵害を惹起する傾向を持つ言葉) に該当しないと判断した⁶⁰⁾。また、裁判所はこの条例の規制対象が喧嘩言葉の定義の前半部分 (損傷を与える言葉) にも該当しないと判示した⁶¹⁾。裁判所は995号を限定解釈することによって合憲とする可能性を否定し、文面上違憲の判断を下した⁶²⁾。

56) *Collin v. Smith*, 447 F.Supp. 676 (N.D. Ill. 1978). 訳として、小林・前掲註9)・②35-79頁参照。

57) *See id.*, at 702.

58) *See id.*, at 684-86. 本判決が下された前年、具体的には1977年7月29日に、本事件を担当したイリノイ州の連邦地裁が、公園でデモ等を行う際に所定の額を補償する保険に加入することを求めるシカゴ市公園区の措置の合憲性が争われた訴訟 (㊟事件) において、公園区の措置を違憲とする判決を下していた (*Collin v. O'Malley*, Dkt. No. 76 C 2024 (unpublished)). 本判決は、この判例の趣旨を改めて確認したものである。*See Collin*, 447 F.Supp., at 684.

59) *See Collin*, 447 F.Supp., at 686-88.

60) *See id.*, at 688-93. この判断にあたって裁判所は、人種や宗教に関する議論がしばしば本質的に不快な言論を伴うこと、憎悪煽動が非常に感情的になりやすい主題に関する精力的な議論の副産物であることを指摘している。*See id.*, at 691, 693.

裁判所は、996号については、その前文を参照することにより、この条例が制定されたのは軍服の着用が政府の文民統制の伝統、及び住民の倫理と品位の基準に調和しないからであったことを確認した。そして、そのような理由は立法目的として正当ではないとして、かなり簡単に文面上違憲の結論を導いた⁶³⁾。

この判決が下された翌月に、コリンは4月20日のヒトラーの誕生日にNSPAの行進を行うことを発表した（ただし、この発表はコリンの計画するものではなく、デマだったともいわれる）。その後コリンは再び予定を変更し、同月22日のユダヤ教の祭日の1つである「過越の祭り」の日にデモを挙行することを表明した⁶⁴⁾。もし地裁判決が執行されれば、その時点で差止命令も違憲無効とされていたため、デモを禁止する法的障害が取り払われる見込みだった。しかし、3月17日に連邦地裁は村の申立てを受け、自身が下した判決の執行を45日間延期することを決定した⁶⁵⁾。これにより、NSPAは4月22日に予定していたデモを実行できなくなった⁶⁶⁾。4月11日、コリンは今度は6月25日にデモを行う計画を立て、スコークー村に対して再度許可を申請した。

ちなみに、連邦地裁判決が出された後にNSPAのデモを封じるための立法の動きがあった。5月2日、イリノイ州議会上院司法委員会が、人種的憎悪の表明等を規制することを図った2つの法案を全会一致で支持した。そして、

61) 裁判所は、この部分の判断の要になるのは集団的名誉毀損を罰する州法の規定を合憲とした *Beauharnais v. Illinois*, 343 U.S. 250 (1952) であると考え、それを再検討している。 *See id.*, at 693-98. 裁判所はこの判決の先例としての有効性には疑いがあるし、仮にこれが覆されていないとしても、現在の連邦最高裁の判例法理によれば当該判決で合憲とされた法令の規定は違憲とされるはずであると論じている。 *See id.*, at 694-98.

62) *See id.*, at 698-99. なお、裁判所は 994 号の中の憎悪等を煽動しないことを許可の要件とする規定 (27-56 節 (c)) は 995 号ほど漠然性と広範性の問題が大きくないものの、言論の事前抑制を行うものであることを重視して、同じく文面上違憲の判断を示している。 *See id.*, at 699-700

63) *See id.*, at 699-700.

64) *See STRUM, supra note 10*, at 109-10.

65) 地裁が判決の執行延期を行ったのは、当該判決が最高裁の *Beauharnais* 判決を覆す内容を含んでいたためだと指摘されている。 *See HAMLIN, supra note 10*, at 149.

66) その後、連邦控訴裁は 4 月 6 日に決定を下し、30 日間に限って地裁判決の執行延期を認めるとともに、口頭弁論期日を 4 月 14 日に設定した。 *See STRUM, supra note 10*, at 111-13.

同月10日に上院本会議が両法案を賛成多数で可決し、下院の審議を待つこととなった⁶⁷⁾。

村による上訴を受けた連邦控訴裁判所は、5月22日に判決を下した⁶⁸⁾。控訴審では、村側が994号の保険要件と996号の制服着用禁止規定がNSPAに適用される限りで違憲無効であることを認めていたため、995号の合憲性が主な争点となった。

裁判所は次のような理由で995号を違憲と判断した。裁判所はまず、995号の規制対象が猥褻や喧嘩言葉等の、内容規制が許容される例外範疇のいずれにも該当しないと判断した⁶⁹⁾。次に、裁判所は村が提示した4つの主張——（i）995号の規制する言論が虚偽の事実の言明から構成される無価値なものであるという主張、（ii）*Beauharnais*判決が先例として存在しているという主張、（iii）人種差別的な文書の流布により、公平に住宅を供給する村の政策が損なわれるという主張、（iv）ネオ・ナチの行進を許すことにより、ユダヤ系住民にトラウマを残すことになるという主張——を検討した。

第1に、裁判所は本件条例の規制対象が「事実の言明」に限定されているとはいえないと述べ、（i）を斥けた⁷⁰⁾。裁判所は（ii）については、*Beauharnais*判決を、秩序紊乱を引き起こす傾向を理由に言論規制を認めた判例と解釈し、そのような論拠は後の判例⁷¹⁾により否定されたと判断した。また、仮に*Beauharnais*判決が今日でも有効だとしても、秩序紊乱の脅威が明白でなかった本件には適用されないと論じた⁷²⁾。（iii）については、第1修正により保護された権利の行使が政府の政策を損なう可能性は当

67) See STRUM, *id.*, at 113-14.

68) *Collin v. Smith*, 578 F.2d 1197 (7th Cir. 1978). 訳として、小林・前掲註9)・③74-114頁参照。

69) See *id.*, at 1202-3.

70) See *id.*, at 1203.

71) 裁判所は、*Cohen v. California*, 403 U.S. 15 (1971), *Gooding v. Wilson*, 405 U.S. 518 (1972), *Brandenburg v. Ohio*, 395 U.S. 444 (1969) を引用している。See *id.*, at 1204.

72) See *id.* 裁判所は、*Beauharnais* 判決が秩序紊乱の恐れがない場合でも言論規制を認める可能性について検討している。裁判所は、同判決以降名誉毀損的言論にも憲法の保護が及ぶようになったことを指摘し (*citing* *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964); *Garrison v. Louisiana*, 379 U.S. 64 (1964); *Gerz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323 (1974)), そのような可能性を否定している。See *id.*, at 1205.

然にあるとして、簡単に否定した⁷³⁾。(iv)に関しては、単に不快又は不人気であるという理由で言論を規制することはできないと述べ、それを斥けた⁷⁴⁾。

裁判所は994号の各規定、996号も違憲であることを確認し⁷⁵⁾、結論として地裁判決を支持した⁷⁶⁾。

4. その後の経過—デモの計画変更と連邦最高裁決定

この判決の翌日の5月23日にコリンが声明を出し、3条例がすべて違憲とされること、州議会が上記法案を取り下げること、及びシカゴ市公園区が保険要件を撤廃することの3つを条件に、スコークー村でのデモを取りやめると宣言した。同月26日、村はついにコリンに対して6月25日のデモを認める通知を発した。

連邦最高裁は6月12日に、スコークー村によってなされた、差止命令を違憲とした州最高裁判決⁷⁷⁾を受けて出された村に対する職務執行令状(mandate)の執行停止を求める主位的請求と、最高裁に上告中である連邦控訴裁判決⁷⁸⁾の執行差止めを求める予備的請求を斥ける決定を下した⁷⁹⁾。

73) *See id.*, at 1205.

74) *See id.*, at 1206. 裁判所は、住居内のプライバシーを侵害したり、「囚われの聴衆」に言論が向けられている場合には規制が可能としつつ、本件ではそのような状況は認められないと判断した。*See id.*, at 1206-7. なお、裁判所は995号が過度広範であるとも述べている。*See id.*, at 1207.

75) *See id.*, at 1207-10.

76) この判決には、ウッド(Harlington Wood, Jr.)判事の同意意見、スプレッカー(Robert Arthur Sprecher)判事の一部同意、一部反対意見が付されている。ウッド判事は、条例995号及び996号が漠然性、広範性のゆえに違憲であるとする地裁の認定を採用すべきだと主張する。*See id.*, at 1210 (Wood, J., concurring). スプレッカー判事は、多数意見のうち994号の保険要件を違憲とする部分にのみ反対している。スプレッカー判事は、保険要件は内容中立的規制であり、*United States v. O'Brien*, 391 U.S. 367 (1968)のテストを通過するので合憲であると判断している。*See id.*, at 1212-16 (Sprecher, J., concurring in part, dissenting in part). また、同判事は本件のNSPAのデモは極端に不快であり、ほとんど社会的効用を欠いているので、第1修正の保護の範囲外にあるとして、適用上も合憲であると論じている。*See id.*, at 1216-18.

77) *Village of Skokie v. National Socialist Party of America*, 373 N.E.2d 21 (Ill. 1978).

78) *Collin v. Smith*, 578 F.2d 1197 (7th Cir. 1978).

この決定には、ブラックマン (Harry A. Blackmun) 判事による反対意見が付され、これにレーンキスト (William H. Rehnquist)判事が同調した。ブラックマン判事の反対意見は、控訴裁判決が、依然として覆されておらず正式に射程が限定されてもいない*Beauharnais*判決と緊張関係にあることを指摘し、最高裁が最終的に判断を下すまで控訴裁判決の執行を差止めることを認めるべきだと主張した⁸⁰⁾。

上述した州議会に出された法案は、最高裁決定が出された翌日の13日に下院本会議で否決された⁸¹⁾。これによって、NSPAのデモに対する新たな規制の可能性がなくなった。

その後、③事件の解決も図られた⁸²⁾。1977年7月29日に、連邦地裁が、公園でデモ等を行う際に所定の額を補償する保険に加入することを求めるシカゴ市公園区の措置を違憲とした⁸³⁾。その後、同公園区は保険要件を撤廃せず、補償金額を減じる措置をとった⁸⁴⁾。コリンがこの措置を不服として争ったところ、翌年6月22日に、連邦地裁は当該措置が第1修正に反すると判断し、市当局に対して、NSPAによるマーケット・パークでのデモを許可するよう命じた⁸⁵⁾。

これにより、条例についてはまだ連邦最高裁の判断が下っていなかった

79) *Smith v. Collin*, 436 U.S. 953 (1978). 訳として、小林・前掲註9)・①73頁参照。連邦第7巡回控訴裁を担当するスティーブズ判事が申立てを受けたが、同判事が回付を行い、裁判所全体による決定が下された。See *id.*

80) See *id.* (Blackmun, J., dissenting).

81) See STRUM, *supra* note 10, at 138.

82) この事件に関する訴訟の詳細について、STRUM, *id.*, at 79-81; HAMLIN, *supra* note 10, at 139-40 等参照。

83) *Collin v. O'Malley*, Dkt. No. 76 C2024 (unpublished). 註 58) 参照。

84) 当初は 100,000 ドル以上 300,000 ドル以下を補償する一般損害保険、及び 50,000 ドルを補償する財産損害保険への加入が求められていたが、一般損害保険の補償範囲を 10,000 ドル以上 50,000 ドル以下に、財産損害保険の補償範囲を 10,000 ドルに減額した。See *Collin v. O'Malley*, 452 F.Supp. 577, 578-79 (N.D. Ill. 1978).

85) See *id.* 連邦地裁は公園区が命令を免れるために保険額を「操作」したと非難し、一切の保険要件を課すことも許されないと述べた。See STRUM, *supra* note 10, at 141. その後、シカゴ市が 6 月 22 日の命令の停止を求めたが、連邦地裁により斥けられた。See *Collin*, 452 F.Supp., at 580.

ものの、コリンが提示した上述の3条件は当面すべて満たされた。ところが、この連邦地裁決定が下された当日、コリンは、スコークー村でのデモの宣言は言論の自由を回復するためのアジだったと報道陣に語った。そして、コリンは、同村ではなく当初予定していたマーケット・パークで7月9日にデモを行うことと、その前に、6月24日にシカゴ市内のフェデラル・ビルディング・プラザ (Federal Building Plaza) でデモを挙行することを発表した⁸⁶⁾。これらのデモは予定通り行われたが、NSPAは非常に激しいカウンターに見舞われた⁸⁷⁾。

同年10月16日に、連邦最高裁は連邦控訴裁判決に対する上訴を受理しないことを決定した⁸⁸⁾。この決定にもブラックマン判事の反対意見が付された (ホワイト判事が同調)。ブラックマンは再び、控訴裁判決が、依然として覆されておらず正式に射程が限定されてもいない *Beauharnais* 判決と緊張関係にあることを指摘し、この矛盾を解決するために上訴を受理することを促した⁸⁹⁾。

また、最高裁は同じ日に④事件に関する上訴も斥けた⁹⁰⁾。この訴訟はもともと論理構成に無理のあるものだった。この事件は、NSPAによるデモが法的には感情的苦痛の意図的な賦課に該当するものとして、スコークー村のホロコースト生存者等を代表してADL中西部支部が起こした集団訴訟だった。原告側はNSPAのデモがホロコースト生存者の「精神虐殺」にあたると主張した。しかし、村のホロコースト生存者すべてがデモを目撃す

86) See STRUM, *id.*, at 141. See also HAMLIN, *supra* note 10, at 137-38. この場所が選ばれた経緯については、HAMLIN, *id.*, at 171 参照。

87) See STRUM, *id.*, at 142-43.

88) Smith v. Collin, 439 U.S. 916 (1978). 訳として、小林・前掲註9)・③114-18 頁参照。

89) See *id.*, at 919 (Blackmun, J., dissenting).

90) この事件については、STRUM, *supra* note 10, at 70-73, 141; HAMLIN, *supra* note 10, at 104-17 等参照。この訴訟の公式の記録はあまり残されていないが、連邦最高裁に対する裁量上訴の受理申立て段階の一連の文書が公表されている。See Petition for Writ of Certiorari to the Supreme Court of Illinois; Respondents' Brief in Opposition to Petition for Writ of Certiorari to the Supreme Court of Illinois; Petitioner's Reply Brief on Respondents' Suggestion of Mootness, Goldstein v. Collin (No. 77-1788).

るわけではないので、一部の生存者のみが被害を受けたというだけで生存者全員の集団訴訟が成り立つと主張するか、生存者達がデモを直接目撃しなくても損害が発生しうると主張する必要があった⁹¹⁾。こうした問題から、この訴訟は最終的に最高裁に上訴されるまでに至ったものの、議論は手続問題に終始した。そして結局口頭弁論は一度も行われず、実体判断がなされないまま終わってしまった⁹²⁾。

以上をもって、長期に渡ったスコークー村事件に関する一連の訴訟は終了した⁹³⁾。

その後、NSPAもコリンもメディアから消えていく。1979年11月21日にNSPAはコリンを除名した。そして、コリンは翌年の1月10日に10歳から14歳の5人の少年に淫らな行為を行った容疑で逮捕された。コリンの除名はNSPAがこの虐待の事実を事前に把握したからだった⁹⁴⁾。コリンは後に有罪とされて7年の自由刑を科されたが、3年で釈放された。その後コリンはフランク・ジョセフ (Frank Joseph) という氏名を名乗って著述家として活動し、旧大陸と新大陸の接触に関する新たな仮説を提示する内容の著書等を出版している⁹⁵⁾。

5. スコークー村事件の意義

まず、一連の事件の過程で下された諸判決の判例としての意義について触れておく。この事件では、*Beauharnais*判決以来初めてヘイト・スピーチ規制の合憲性が本格的に争われた。ところが、この事件の中で出

91) See STRUM, *id.*, at 72-73, 101-2, 144; HAMLIN, *id.*, at 109-10. 原告のいう「精神虐殺」の具体的な内容については、Petition for Writ of Certiorari to Supreme Court of Illinois, *id.*, at 3-5 参照。

92) See HAMLIN, *id.*, at 116-17, 136, 173.

93) 一連の訴訟の終盤において、5月26日にスコークー村がコリンに与えたデモ行進の許可は無効であるとして住民が村を訴えた事件が起こったが、裁判所によってあっさりと斥けられた。See HAMLIN, *id.*, at 173-74.

94) See *Arrest of Ex-Nazi Leader Linked to Tip by His Party*, New York Times, January 12, 1980, at 7.

95) 以上につき、STRUM, *supra* note 10, at 144 参照。コリンの著書は、FRANK JOSEPH, ATLANTIS IN WISCONSIN: NEW REVELATIONS ABOUT THE LOST SUNKEN CITY (1995) の他、多数出版されている。

された諸判決、特に連邦地裁・控訴裁判決は*Beauharnais*判決とは大きく異なるもので、むしろ同判決の有効性を疑う判示を行っていた。そして、連邦最高裁は連邦控訴裁判決について裁量上訴の受理を否定したので、*Beauharnais*判決の先例としての有効性はかなり疑わしいものになった。

連邦地裁・控訴裁の判断には十分な理由があった。*Beauharnais*判決とスコキー村事件の間に、表現の自由に関する多くの重要判決が下されており、既にスコキー村の3条例や差止命令を違憲とする明確な規範が形成されていたからである。すなわち、違法行為を引き起こす危険がない、不快な、又は侮辱的にすぎない言論は規制できないという原則⁹⁶⁾、違法行為を引き起こす危険がある言論でも、差し迫った危険が認められない場合には規制できないという原則⁹⁷⁾、聴衆が「囚われ」の状態でない限り、自身が望まない言論を回避するのは聴衆の側の責任であるという原則⁹⁸⁾、敵対的聴衆の存在を理由に話者の言論を制約してはならないという原則⁹⁹⁾、保護されない言論範疇にも一定の第1修正の保護が及ぶという原則¹⁰⁰⁾が先例上確立していたのである。

本稿で紹介した判決のうち、特に州最高裁判決、連邦地裁判決及び連邦控訴裁判決は、(その重点の置き方は各判決において異なるものの)これらの規範の一部を本件事例にあてはめ、言論の自由を尊重する結論を導いた。

本件における差止命令も条例995号もかなり広範な規制を行うものであったし、994号の求める保険は加入が事実上不可能なものと判断されていた。また、995号及び996号の規制において、害悪の発生の明白性、切迫性等は全く求められていなかった。さらに、この事件で予定されていたデモは、住宅街ではなく商業エリアに位置する村庁舎前で警察の指導を遵守したう

96) *See e.g.*, *Cohen v. California*, 403 U.S. 15 (1971); *Gooding v. Wilson*, 405 U.S. 518 (1972).

97) *See e.g.*, *Brandenburg v. Ohio*, 395 U.S. 444 (1969).

98) *See e.g.*, *Cohen v. California*, 403 U.S. 15 (1971); *Erznoznik v. City of Jacksonville*, 422 U.S. 205 (1975).

99) *See e.g.*, *Edwards v. South Carolina*, 372 U.S. 229 (1963); *Gregory v. City of Chicago*, 394 U.S. 111 (1969).

100) *See e.g.*, *New York Times v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).

えで行われることが予定されていた。また、文書の配布を行わず、誹謗的な言葉も発しないこととされていた。このデモが事前に広く周知されていたことにも鑑みると、聴衆がNSPAの攻撃的で不快な言論を回避することは容易だった。確かにNSPAに対するカウンター活動がかなり過激化していたため¹⁰¹⁾、実際にスコークー村でデモが挙行されていれば暴動が生じる恐れも十分にあった。しかし、デモは事前に十分に周知されていたため、警備による対応が十分に可能であった。「敵対的聴衆の法理」は、このようなケースで秩序紊乱の責任を話者に課すことを認めない¹⁰²⁾。

このように考えると、連邦最高裁の判例の展開を踏まえて差止命令又は3条例を違憲とした州最高裁、及び連邦地裁・控訴裁の各判決の結論は概ね妥当なものとして評価できる。

それでは、差止命令、3条例をそれぞれ違憲と判断した州最高裁判決と連邦控訴裁判決に関する上訴の受理を否定した連邦最高裁の決定をどう理解すればよいだろうか。1つの考え方は、ブラックマン判事のいうとおり、上記2判決は明らかに*Beauharnais*判決の有効性を疑うものだったから、同判決との矛盾を説明するか、それを覆す判例変更を行うべきだったというものであろう。他方で、差止命令、3条例のいずれも規制範囲があまりに広範であり、*Beauharnais*判決を維持してもそれらが違憲であることは明らかだった。そのため、連邦控訴裁判決の中の*Beauharnais*判決に関する判示部分はあまり重要でないとし、多数意見の立場を肯定することもありうるだろう¹⁰³⁾。しかし、*Beauharnais*判決がその後の連邦最高裁判例によって著しく射程が限定されていたこと、連邦控訴裁が、同判決を明示的に否定するまでにはいかないもののその判決の有効性を疑うとともに射程

101) この事件におけるカウンターの活動に言及するものとして、NEIER, *supra* note 10, at 60, 69-71, 77-78, 185; STRUM, *supra* note 10, at 58, 75, 140, 142-43; HAMLIN, *supra* note 10, at 36-38, 71-72, 152, 156, 161, 174-75 等参照。

102) See NEIER, *id.*, at 155.

103) 多数意見は、本件命令及び条例の合憲性について事件の解決に必要な限りの解答を提示したという意味で「狭い」ものだった。判決の広さ／狭さ、深さ／浅さという分類を用いて最高裁判決の整理を試みるものとして、CASS R. SUNSTEIN, ONE CASE AT A TIME: JUDICIAL MINIMALISM ON THE SUPREME COURT (1999) 参照。

を著しく限定したこと、公共の場での不特定多数に向けたヘイト・スピーチを規制する余地があるのか否かについて明確な指針が示されるべきだったことを考えれば、ブラックマン判事の主張に分があったように思われる。

次に、スコキー村事件がアメリカの言論の自由の歴史においてどのような意義を有しているのかを考えてみたい。第1に、ほとんどの団体がNSPAによるデモの法的規制を支持し、国民世論も規制を強く擁護する中、ACLUが創設以来の言論の自由保護の姿勢を貫いたことが注目される¹⁰⁴⁾。結果としてACLUの会員数は激減し、一時財政的な危機に陥ることもなった¹⁰⁵⁾。しかし、事件後は会員数も回復し、財政的にも安定を取り戻した¹⁰⁶⁾。当該個人や団体の主義、主張に関わらず対等に言論の自由の保護を及ぼすこと、すなわち不偏性 (even-handedness) が創設以来のACLUの方針であったが¹⁰⁷⁾、この事件でもそれが貫かれた。

アメリカの言論の自由法理を特徴付けるものは、内容規制／内容中立的

104) ただし、主要メディアはACLUを支持していたとされる。See STRUM, *supra* note 10, at 92-93. *But see* Goldberger, *supra* note 19, at 769 (一部のコラムニストがACLUを非難したこと、地元メディアはACLUに批判的な立場からセンセーショナルな報道を行ったことを紹介している。)ユダヤ系の団体は早い時期から反ユダヤ主義的言論の規制を求めなくなったが(拙稿・前掲註9) 104頁参照)、スコキー村事件においては、アメリカ・ユダヤ人会議 (American Jewish Congress)、アメリカ・ユダヤ人委員会 (American Jewish Committee)、名誉毀損防止同盟等を含む多くの団体が規制を支持した。See NEIER, *supra* note 10, at 37-45. なお、ACLUは前掲註16)のMorris事件でロックウェルの弁護を担当していた。See *id.*, at 85-88.

105) See STRUM, *id.*, at 82; HAMLIN, *supra* note 10, at 119-33. ACLUは70年代初頭に会員数を急速に増やしていた。このとき入会した会員の多くは、全国的な団体として最初にニクソン (Richard M. Nixon) 大統領弾劾を求めたACLUに共感して入会した人々で、市民的自由の保護という本来の理念を共有していなかった。そのため、スコキー村事件の際の多数の退会者はある程度想定範囲内だったとされる。See NEIER, *id.*, at 88-91; STRUM, *id.*, at 83-84. 事件の過程でACLUには苦情が殺到し、職員や担当弁護士に対するハラスメントや脅迫も頻繁になされた。See HAMLIN, *id.*, at 64-66, 99-117; Goldberger, *id.*, at 767.

106) See STRUM, *id.*, at 144-46; HAMLIN, *id.*, at 176-77. かつて集団的名誉毀損法を支持していた (see David Riesman, *Democracy and Defamation: Control of Group Libel*, 42 COLUM. L. REV. 727, 755, 799-80 (1942)), ACLUの元会員のリースマンも再びACLUに入会している。See STRUM, *id.*, at 146.

規制二分論に代表されるカテゴリカルな区分論である。アメリカの裁判所は、個別の利益衡量を嫌い、言論内容に関わらず一律に保護を及ぼす傾向がある¹⁰⁸⁾。スコークー村事件ではこうした方法論が改めて確認されたといえる。この点について、不偏性をモットーとするACLUが最終的に勝利したことは象徴的な出来事であった。そして、このことは同時にヘイト・スピーチに関するアメリカの「特殊な」立場を決定的に方向付けるものだった¹⁰⁹⁾。ただ、州最高裁判決も連邦地域・控訴裁判決も、既に判例により確立されていた上記の諸原則を確認し、それらを本件に適用したにすぎず、第1修正に関する新たな法理を打ち出すものではなかったことにも留意する必要がある¹¹⁰⁾。

第2に、この事件におけるカウンター活動が極めて過激化したことにも注目する必要がある。NSPAがスコークー村でデモを予定していた日には、武装した者も含む多数のカウンターが集合していたし、1978年6月24日のフェデラル・ビルディング・プラザ、7月9日のマーケット・パークでのデモにおいても過激なカウンター活動が行われた¹¹¹⁾。コリンが裁判で勝利してスコークー村でのデモの障害が取り除かれたにも関わらず、あえてデモを

107) このACLUの不偏性の理念の内容、及びその生成、発展の経緯については、NEIER, *supra* note 10, ch. 5 参照。また、奥平・前掲註9) 313-14 頁も参照。そもそもACLUは1920年に、第1次大戦への参加に反対する平和主義者の言論の制約に抗議することを主たる目的として創設された。See *id.*, at 22.

108) 拙稿「アメリカ合衆国憲法修正第1条の射程—言論の自由法理の構造に関する比較法的考察」佐賀大学経済論集41巻3号75-79頁(2008)参照。

109) アメリカの「特殊性」とは、圧倒的多数の国がヘイト・スピーチを規制しているにもかかわらず、アメリカが公共の場での不特定多数に向けたヘイト・スピーチの規制を原則として違憲とみなしてきたことを指す。これについては、阪口正二郎「表現の自由をめぐる「普通国家」と「特殊国家」—合衆国における表現の自由法理の動揺の含意」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム5 国家の多様性と市場』20-23頁(東京大学出版会, 1998)等参照。奥平康弘は、スコークー村事件に係る諸判決は大綱としては「アメリカ的なもの」として受容され、その限りでACLUもある種の面目を保ちたと評価する。奥平・前掲註9) 316頁参照。

110) この点に関連して、奥平はスコークー村事件が「易しいケース」(イージー・ケース)だったと述べる。同上315頁参照。

111) See STRUM, *supra* note 10, at 75, 110-11, 142-43.

取りやめたのは、コリンがいうように当初から希望していたマーケット・パークでのデモが可能になったからかもしれないが、カウンターに恐怖して引き下がった可能性が高い¹¹²⁾。

スコキー村事件は、一見すると表現の自由とマイノリティの利益が衝突する極限的状況の中で前者が勝利したものにみえるが、実際にはスコキー村では圧倒的にNSPAがマイノリティで、攻撃の恐怖に晒される立場だった。また、上述のようにこの事件の過程で国民世論は明らかに規制を支持する側に立っていた。したがって、マイノリティが極めて不利な状況にあり、カウンターもほとんど機能しないような場合にまで、この事件の論理をあてはめることはできない。結局のところ、スコキー村事件における諸判決はACLUの努力によって勝ち取られた記念碑的判決であり、ヘイト・スピーチに関するアメリカの特殊性を確立したものだだったが、マイノリティが真の意味で「弱者」である状況で言論の自由の限界が試された事例ではなかったといえよう。

以上の考察を踏まえると、スコキー村事件は日本における近時の排外主義的デモ、街宣の事例に直接応用できるものではないと考えられる。マイノリティが集住する住宅地において、当該マイノリティを激しく誹謗する言葉を用いたデモや街宣を規制できるか否かについては、スコキー村事件で解答が出されたとはいえない。たとえばデモ隊が拡声器を用いて自宅の中等の私的な領域にまで声を届ける場合や、子どもも多くみられる住民の普段の生活の場を通過する場合等¹¹³⁾にまで、聴衆に言論を回避する責を負わせられるかについて、スコキー村事件の諸判決は解答を示してはいない¹¹⁴⁾。

むしろ本件連邦控訴裁判決は、住居内のプライバシーを侵害したり、

112) NEIER, *supra* note 10, at 70-71 によれば、1978年3月に行われたセントルイスでのNSPAのデモで、石や瓶が投げられる等の激しい抗議が行われたため、コリン等NSPAのメンバーは恐怖し、予定された集会を中止した。この事件がスコキー村でのデモを中止する決定に影響を与えた可能性は高い。See *id.*, at 73. See also HAMLIN, *supra* note 10, at 170. ちなみに、NSPAのメンバーの多くがスコキー村に行く意志を持たなかったため、コリンが同村でデモを決行すると恥をかく可能性があったという指摘もある。See *id.*, at 172.

「囚われの聴衆」に言論が向けられている場合には規制が可能であると述べていた¹¹⁵⁾。また、連邦最高裁はこれまで、中絶を行う診療所の周辺での中絶反対派の抗議活動を（それが内容規制の性格を濃厚に帯びるにもかかわらず）一定の範囲で規制できると判断してきた¹¹⁶⁾。さらに、ある宗教団体が戦死者の葬儀場近くで激しい差別的発言を繰り返したため、遺族が感情的苦痛の意図的な賦課等の不法行為が成立するとして多額の損害賠償を求めた事例¹¹⁷⁾で、連邦最高裁は訴えを斥けたが、こうしたデモ等が内容中立的規制に服すること自体ははっきりと認めた¹¹⁸⁾。

ここでスコーキー村事件におけるNSPAのデモは規制可能であったと主張するダウズ (Donald A. Downs) の議論に言及しておく必要がある¹¹⁹⁾。ダウズは規制の可否を検討するうえで、規制の費用便益を衡量する必要がある

113) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆるヘイト・スピーチ解消法) が成立する前に、参議院法務委員会の数名の委員が川崎市桜本を視察していた。視察後の記者会見で、委員等はそこが在日コリアンが暮らす「生活の場」であったことを繰り返し口にした。神奈川新聞「時代の正体」取材班・前掲註8) 112-13 頁参照。

114) ボリンジャー (Lee C. Bollinger) は、スコーキー村事件における NSPA のデモのような一見価値の低い過激な言論を保護することが必要であると主張する。ボリンジャーはこのような言論を保護することが、寛容の精神を養うことによって地域住民や国民全体を陶冶するという教育的、啓発的効果をもたらすと説くのである。See e.g., BOLLINGER, *supra* note 10, at 123-24, 126-27. このような議論もスコーキー村事件の文脈においては有効であるものの、標的がより特定の回避可能性が低い場合には妥当しないと考えられる。ボリンジャーの論議の紹介として、川岸・前掲註9) 325-26 頁等参照。川岸はボリンジャー等の学説に依拠して、スコーキー村事件のような事例で原則として表現の自由を保護する必要性を説く。同上 342-43 頁参照。

115) 註74) 参照。

116) See e.g., *Madsen v. Women's Health Center, Inc.*, 512 U.S. 753 (1994); *Schenck v. Pro-Choice Network of Western New York*, 519 U.S. 357 (1997); *Hill v. Colorado*, 530 U.S. 703 (2000).

117) *Snyder v. Phelps*, 562 U.S. 443 (2011).

118) 拙稿「葬儀場における抗議デモと表現の自由—*Snyder v. Phelps*, 113 S. Ct. 1207 (2011)」マイノリティ研究7号85頁(2012)参照。ただし、マイノリティ集住地域における特定人を標的としないヘイト・デモは、中絶を行う診療所や葬儀場周辺での抗議活動よりは言論の標的が絞られていないので、規制にあたってより厳格な要件が求められることになるだろう。

119) See *Downs*, *supra* note 10. See also Donald A. Downs, *Skokie Revisited: Hate Group Speech and the First Amendment*, 60 NOTRE DAME L. REV. 629 (1985). ダウズの学説を紹介し、それを批判する紙谷・前掲註9) 298-302 頁も参照。

と説く¹²⁰⁾。そして、本件のような人種的、民族的マイノリティに対する「標的型(targeted)」のデモについては規制利益のほうが勝ると判断する¹²¹⁾。人種や民族のような統制できない要因に基づく攻撃的表現は自己統治や自律等の表現価値を欠くものだからである¹²²⁾。こうした判断において、ダウنزとは、①表現の内容、②話者の意図、及び③標的性という3点を考慮すべきだという¹²³⁾。

ダウنزの著書はマイノリティ集住地域を標的にするヘイト・スピーチの規制の可能性を探った稀有な業績であり、わが国における規制のあり方を検討するうえで非常に有用である¹²⁴⁾。また、ダウنزの業績は、スコークー村のホロコースト生存者を中心とするユダヤ系住民への聞き取りを含む実証的研究に基づくものとしても注目される¹²⁵⁾。確かに、具体的な事実関係を踏まえれば、スコークー村事件のような事例を「標的型」と位置付けて規制を容認するのは行き過ぎであるが、住宅地を攻撃的発言を伴って進行するようなより悪質な事例において、ダウنزの理論を援用して規制を肯定することは十分にありえるだろう。

対抗言論の原則の妥当範囲についても検討する必要がある。日本でも、スコークー村事件のようにカウンター勢力が圧倒的に有利な立場に立つことはあった¹²⁶⁾。こうした状況が継続的に確認され、排外主義者が過激なデモや街宣を行うことが困難であると判断できる場合には対抗言論が十分に機能していると評価することもありうる。また、ヘイト・スピーチ解消法

120) *See* Downs, *id.*, at 84-121.

121) *See id.*, at 122-53.

122) *See id.*, at 133, 136, 138, 150.

123) *See id.*, at 155-64. すなわち、当該表現が特定の集団の殺害や暴力の唱道等を伴うか (①)、危害を加える意図があったか否か (②)、当該表現が特定の個人や集団を標的として選びだしているか (③) 等が考慮されることになる。*See id.*, at 163.

124) *See id.*, at 162.

125) *See id.*, ch.3.

126) 上記の川崎の事件で、横浜地裁川崎支部による差止命令を受けた者等が別の場所でデモを敢行したところ、多数のカウンターに見舞われてほとんど動けないまま、最終的には現場の警察の説得によりデモを中止した。神奈川新聞「時代の正体」取材班・前掲註8) 180-87頁、「渋谷でもデモ行進 抗議の市民ともみ合い 川崎は中止」朝日新聞デジタル 2016年6月5日 (<http://www.asahi.com/articles/ASJ6546FDJ65UTIL00W.html>) 参照。

施行後は警察の態度にも大きな変化がみられるとされる¹²⁷⁾。しかし、現状ではスコークー村事件のように排外主義者がカウンターを恐れてデモ等を諦めるまでの段階には至っていない。また、日本では現在のところ国民のほとんどがマイノリティ側に立って規制を支持しているような状況はみられない。これらの点でも日本の現在の状況はスコークー村事件とは大きく異なるといえよう。

冒頭で述べたように、筆者はマイノリティ集住地域における過激なデモ等を刑事規制することも、（厳格な限定を行う限りで）差し止めの対象とすることも可能であると考える。この点に関しては別の機会に詳細に論じたいが、少なくともスコークー村事件に係る諸判決が、マイノリティ集住地域における私的領域や生活の場を侵害する状況でのヘイト・スピーチの規制を否定するものではないことを、ここで確認しておきたい。

ただ、スコークー村事件で確認された、違法行為の発生が切迫していない状況で煽動行為を処罰してはならないという原則、単に不快にすぎない言論を規制してはならないという原則、敵対的聴衆の存在を理由に話者の言論を制約してはならないという原則等の表現の自由の諸法理は一定の普遍性を持つものであり、基本的に日本にもあてはまるものであろう。また日本において、スコークー村事件のように多数の国民が強く規制を支持した場合に、行き過ぎた規制に歯止めをかけることができるかは決して明らかでない。スコークー村事件においてACLUや州最高裁、連邦控訴裁等が擁護した表現の自由の諸価値の意義は、日本においても繰り返し確認されるべきだろう。特に差止命令は言論の事前抑制であり、デモ等を計画する者が実際に過激な発言を行うかは認定が難しい場合もあるので、特に慎重な考慮が求められる。

川崎市の事例では、過激なデモを行うことが過去の例から明らかであったこと、別の場所でのデモも十分に可能だったこと、デモのルートが事前に公表されず、警察に問い合わせても開示されないことがあった¹²⁸⁾こと等を考えると、差止命令を正当化することはスコークー村事件の場合より

127) 神奈川新聞「時代の正体」取材班・同上 182-85 頁

128) 同上 17,28 頁参照。

も容易だった。とはいえ、川崎市の事例は特定の地域を標的にしたものであったが個人を標的にするものではなかったので、横浜地裁川崎支部決定による人格権の性格づけ、人格権と表現の自由の調整、及び差止命令の範囲等に関する判断の妥当性を先例に照らして丁寧に検討する必要がある。この点については別稿において考察したい。

【資料1】スコークー村条例全訳

1. 条例994号

#77-5-N-994 行進及び公共集会に関する条例

火事からの保護プログラムへの参加及び自身の活動の秩序ある遂行のような本質的サービスの妨害から、スコークー村の住民を保護することを目的として、交通及び人の安全かつ秩序ある移動を確保することはスコークー村の最善の利益である。

したがって、議長及び評議会は、スコークー村の住民の健康、安全及び福祉を促進することを目的として、上記の目的を確保するための以下に規定する規制が必要であるという見解に立つ。

したがって、イリノイ州クック郡スコークー村の議長及び評議会は以下のように定める。

第1節 スコークー村条例集第27章を改正し、次の「第13章 行進と公共集会」を加える。

第13章 行進と公共集会

第27-50節 表題

この条例を「スコークー村行進及び公共集会条例」と称し、そのように引用されるものとする。

第27-51節 求められる許可

行進、公共集会又はその他の類似の活動は、予期される参加者数が50の人及び／又は乗り物を超えると合理的に想定できる場合には、ビレッジ・マネージャー又は付託を受けた議長及び評議会から当該活動を認める許可を得ない限り、村の通り又は区域において行ってはならない。ただし、この条例は学校の授業に行き来する、又は学校当局若しくは自らの機能の範囲内で行動する政府機関の直接の指揮及び監督の下にある教育活動に参加する学生には適用されない。また、通常の又は計画された村の活動には許可は要求されない。

第27-52節 適用

行進又は公共集会の許可を得ようとするいかなる人、組合、任意団体、法人又はその他の組織も、行進、公共集会又はその他の類似の活動がなされる日の前日から30日以上90日以下までの期間に、ピレッジ・マネージャーに許可を申請しなければならない。

第27-53節 内容

行進又は公共集会の許可の申請には、次の情報を含めなければならない。

- a) 申請書に署名する者の氏名、住所及び電話番号
- b) 組織のために、組織を代表して、又は組織によって行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことを申請する場合には、行進又は公共集会を行う組織の正式な、責任のある指導者の氏名、住所並びに電話番号、及び当該組織の本部の名前、住所並びに電話番号
- c) 申請する行進又は公共集会の日付、及びその開始並びに終了時刻
- d) 集会を行う場所、及び集会を始める時刻
- e) 移動経路、出発点及び終着点
- f) 行進、公共集会又はその他の類似の活動に参加する人、動物及び乗り物のおおよその数
- g) 行進又は公共集会、通過することを申請している通りの幅の全部を塞ぐのか、又は一部のみを塞ぐのかについての声明
- h) 行進、公共集会又はその他の類似の活動の各まとまりの間で維持される間隔
- i) 申請人以外の人、組合、任意団体、法人又はその他の組織によって、かつそれらを代表して、又はそれらのために、行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことを計画している場合には、許可を申請する者は、その人又は組織の権限及び責任を持つ指導者からの、申請人にその人又は組織を代表して許可を申請する権限を与える旨の文書による通知を、スコークー村に提出しなければならない。
- j) ピレッジ・マネージャー、又は議長及び評議会が、許可を出す際の公正な決定にとって合理的に必要であると判断した、その他の追加情報

第27-54節 求められる保険

申請人が、300,000ドル以上の額を補償する一般責任保険、及び50,000ドル以上の額を補償する財産損害保険に加入するまでは、その申請人に対して許可を出してはならない。許可を出す前に、保険を発行する会社がイリノイ州で営業を行い、かつ保険証券に署名する権限を有していることを確認するため、保険の証明書をピレッジ・マネージャーに提出しなければならない。

第27-55節 遅れた申請

ピレッジ・マネージャー又は議長及び評議会は、十分な、かつやむにやまれぬ原因が示された場合には、行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことを申請している日の前日から30日を過ぎて提出された申請を、本条例の規定に従って検討することができる。

第27-56節 発行の基準

ピレッジ・マネージャー、又は議長及び評議会は、申請を検討した結果、及び入手できる他の情報により次の事項を認定した場合には、本条例の規定に従って許可を出さなければならない。

- a) 行進の行為が、経路に近接した区域における安全かつ秩序ある交通の流れを実質的に妨げないものであること

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

- b) 当該活動が、重大な秩序紊乱、暴動又はその他の類似の無秩序が生じる切迫した危険を引き起こさないこと
- c) 行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことにより、宗教的、人種的、民族的、国民的又は地域の所属を理由に、個人又は集団に対して、犯罪傾向、墮落若しくは徳の欠如を表現し、又は暴力、憎悪、虐待若しくは敵意を煽動しないこと
- d) 行進、公共集会又はその他の類似の活動が実施されるときに、その活動への合法的な参加者を警備並びに保護し、かつスコークー村のその他の地域の適切な警察的保護を維持できるだけの十分な数の警官が確保できること
- e) 行進、公共集会又はその他の類似の活動の集会地点における人、動物及び乗り物の集中が、集会区域に隣接する区域に対する適切な消防及び警察の保護、又は消防サービスの提供を不当に妨害しないこと
- f) 当該活動が、計画された村の行事、又はスコークー村の住民による通常の活動の遂行を妨害しないこと
- g) 行進、公共集会又はその他の類似の活動の遂行が、消防装置の火災現場への移動を妨害しないこと
- h) 行進が、その地点又は起点から終着点まで、迅速に、かつ途中に不合理な遅延をすることなく進行するように計画されていること
- i) 行進、公共集会又はその他の類似の活動が、違法な目的、又は製品、商品若しくは行事を広告するだけの目的によって行われるものではなく、かつ純粋に私的な利益のために行われるように計画されていないこと
- j) 申請人が、この条例の第5節に規定された保険要件を完全に遵守していること

第27-57節 承認又は否定の時点

ブレッジ・マネージャーは、申請又は再申請の受領の後10営業日以内に許可を出し、又は申請を棄却しなければならない。ブレッジ・マネージャーが申請又は再申請を棄却した場合には、許可申請を棄却した日から22日以内に計画された会合において、又は許可申請の日から22日以内に本件の目的のために招集された議長及び評議会の特別会合において、議長及び評議会に当該申請を回付しなければならない。議長及び評議会がブレッジ・マネージャーによる棄却の判断に同意する場合には、直ちにその理由を述べ、公表しなければならない。ブレッジ・マネージャーは、棄却がなされた日から24日以内に、許可を棄却した理由を述べる議長及び評議会による処分のお知らせを申請人に郵送しなければならない。議長及び評議会の処分は、行政不服審査法の各規定、及びイリノイ州現行制定法集第110章の第264節以下の各規定に従って、司法審査に服するものとする。

第27-58節 条件付き許可

ブレッジ・マネージャー、又は議長及び評議会は、許可申請を棄却する際に、申請人の指定と異なる日付、時間、場所又はルートにおいて、行進、公共集会又はその他の類似の活動を行うことを許可する権限を持つものとする。条件付き許可の受け入れを希望する申請人は、ブレッジ・マネージャー及び評議会による処分のお知らせを受領した日から3日以内に、ブレッジ・マネージャーに書面による受け入れのお知らせを提出しなければならない。条件付き許可は、もともとの行進又は公共集会の許可の要件に合致し、かつそれと同様の効果を持つものとする。

第27-59節 職員への通知

ピレッジ・マネージャーは、行進又は公共集会の許可を出した後、直ちに次の者に謄本を送付しなければならない。

- a) スコーキー村警察署長
- b) スコーキー村消防署長
- c) スコーキー村自治体弁護士

第27-60節 許可の内容

行進又は公共集会の許可には、次の情報を明記しなければならない。

- a) 出発時刻
- b) 最低スピード
- c) 最高スピード
- d) 行進又は公共集会の各まとまりの間で維持される最大の間隔
- e) 横断される通りのうち、行進又は公共集会によって塞がれる可能性のある部分
- f) 連続した、又は断続的な行進又は公共集会の最大の長さ
- g) ピレッジ・マネージャー及び評議会が、この条例の執行を確保するために必要と判断するその他の情報

第27-61節 許可を受けた者の義務

この条例に従って許可を受けた者は、許可に係るすべての指示並びに条件、及びすべての適用される法律並びに条例を遵守しなければならない。行進、公共集会又はその他の類似の活動を行う組織の中の、権限及び責任を有する指導者の1人は、行進を行っている間に行進又は公共集会の許可状を携行しなければならない。

第27-62節 行進、公共集会又はその他の類似の活動の間の公的行為

- a) 妨害：何人も、行進、公共集会若しくはその他の類似の活動、又はその活動に参加する若しくはそこで用いられる人、乗り物若しくは動物を、不合理に阻害し、妨害し、遅らせ、妨げてはならない。
- b) 行進、公共集会又はその他の類似の活動の自動車による通過：乗り物を運転する者は、行進、公共集会又はその他の類似の活動を構成する乗り物又は人が動いており、かつそれらが行進、公共集会又はその他の活動の一部であることが明確である場合には、その乗り物又は人の間を通行してはならない。ただし、消防並びに警察車両及び救急車は、緊急の状況では行進、公共集会又はその他の類似の活動を妨げることができる。
- c) 行進又は公共集会の経路における駐車：ピレッジ・マネージャー又は議長及び評議会は、行進、公共集会又はその他の類似の活動の経路の一部を構成する幹線道路又はその一部に乗り物を駐車することを禁止又は制限する権限を有する。ピレッジ・マネージャー、又は議長及び評議会は、その旨を示す標識を掲げるものとする。何人もそれに違反して乗り物を駐車し、又はそれを放置した場合には違法とされる。標識が掲げられていない通りに駐車を行った場合には、この条例違反の責任を問われない。

第27-63節 許可の取消

ピレッジ・マネージャー、又は議長及び評議会は、行進、公共集会又はその他の類似の活動が本条例に規定された許可の基準を遵守していない、又は遵守しないことが予想されることを示す事実を認識した場合には、この条例に従って出された行進又は公共集会の許可をいつでも取り消す権限を有する。

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

第27-64節 規定の適用免除

議長及び評議会は、会議に出席しているすべての成員の同意により、この条例の規定の適用を免除することができる。

第27-65節 罰則

行進又は公共集会を合法的に行う人若しくは組織を故意に妨げた者、又はこの条例の規定のいずれかに違反した者は、5ドル以上500ドル以下の罰金刑に処する。

第27-66節 分離可能性

この条例に含まれる規定が無効と判断された場合にも、当該規定は分離可能とみなされ、この条例の残りの規定の有効性は影響を受けないものとする。

第27-67節 廃止される条例

この条例、又はこの条例の規定と抵触するすべての条例、又は条例の規定は、この条例、又はこの条例の規定と抵触する範囲において廃止される。

第2節 この条例は、法が規定する可決、承認及び公表の日から、及びその後、完全な効力を持つ。

1977年5月2日制定

1977年 月 日承認

2. 条例995号

77-5-N-995 集団的憎悪を促進し、かつ煽動する物の流布を禁止する条例

スコークー村において、人種又は国民的起源を理由に、集団の成員に対して憎悪を促進し、かつ煽動する物を流布することは、スコークー村の住民の地域的な道徳の基準と調和しない。したがって、以下のように定める。

第1節 スコークー村条例集第28章を改正し次の第28-43節を加える。

第28-43節 集団的憎悪を促進し、又は煽動する物の禁止

第28-43.1節

スコークー村において、人種、国民的起源又は宗教を理由に、人に対して憎悪を促進及び煽動し、かつそのように意図された物を流布することを禁止する。

第28-43.2節

「物を流布する」という語句は、ポスター、標識、ちらし又は著述の公表、掲示又は配布、及び象徴的重要性を持つシンボルマーク並びに衣服の公然の掲示を含むが、それらに限定されない。

第28-43.3節

スコークー村の自治体弁護士は、クック郡巡回裁判所において、人、集団又は組織がこの条例に違反することを制限するために、差止命令を求める権限を有するものとする。

第28-43.4節

この条例に違反した者を軽罪に処する。有罪とされた者は、500ドル以下の罰金刑若しくは郡刑務所での6ヶ月以下の自由刑、又はそれらの併科に処される。

第28-43.5節

この条例の節又は部分が無効とされた場合においても、残りの節又は部分の有効性は影響を受けないものとする。

第2節 この条例は、法が規定する可決、承認及び公表の日から、及びその後、完全な効力を持つ。

1977年5月2日制定

1977年5月2日承認

3. 条例996号

77-5-N-996 政党の成員が軍服を着用してデモを行うことを禁止する条例

政党の成員が軍服を着用して公共の場でデモを行うことは、政府の文民による統制の伝統と調和せず、かつスコークー村の住民の道徳性及び品位の基準と調和しない。したがって、スコークー村条例集第28章を改正し、次の第28-42節を加える。

第28-42節 政党の成員が軍服を着用してデモを行うことの禁止

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

第28-42.1節

何人も、軍服を着用して、成員として、又は政党を代表して、行進、徒歩又は公共の場でのデモを行ってはならない。

第28-42.2節

「政党」は、主に政府、政治又は国家の構造又は事柄に影響を与え、又はそれらを扱うために存在する組織として定義される。

第28-42.3節

スコークキー村の自治体弁護士は、クック郡巡回裁判所において、人、集団又は組織がこの条例に違反することを制限するために、差止命令を求める権限を有するものとする。

第28-42.4節

この条例に違反した者を軽罪に処する。有罪とされた者は、500ドル以下の罰金刑又は郡刑務所での6ヶ月以下の自由刑、又はそれらの併科に処される。

第28-42.5節

この条例の節又は部分が無効とされた場合においても、残りの節又は部分の有効性は影響を受けないものとする。

この条例は、法が規定する可決、承認及び公表の日から、及びその後、完全な効力を持つ。

1977年5月2日制定

1977年5月2日承認

【資料2】 スコーキー村事件年表^{註)}

年	月	日	スコーキー村デモ差止訴訟 (①事件)	スコーキー村3条例違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例違憲訴訟 (③事件)	その他事項
1972	4	27			コリンが、シカゴ市のマーケット・パークにおける集会許可を拒けられたことを不服としてシカゴ市公園区等を訴えた事件で、連邦控訴裁判所は、市による言論の事前抑制及びその根拠である市条例の規定が第1修正に違反すると判断する (Collin v. Chicago Park Dist., 460 F.2d 746 (7th Cir. 1972))。	
1976	*	*			シカゴ市公園区が、マーケット・パーク内でデモ等を行う者が所定の額の保険に加入することを求める措置をとる。これに対して、NSPAはACLUイリノイ州支部の助けを借りて違憲訴訟を提起する。	
	10	*				コリンがシカゴ市郊外の複数の自治体の公園区に手紙を送り、デモの許可を求める。スコーキー村のみが返答し、350,000ドル分を補償する保険が必要である旨を伝達する。
1977	3	20				コリンがスコーキー村の公園区に手紙を送り、保険の要件は第1修正に違反すると主張。NSPAは5月1日に同村でデモを行う旨を伝達する。
	4	27	スコーキー村がクック郡巡回裁判所にデモの差止めを求める訴訟を提起する。コリンはACLUイリノイ州支部に連絡をとる。			
	4	28	巡回裁判所のウォシック判事が5月1日のデモを差止める命令を発する。			

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

年	月	日	スコーキー村デモ 差止訴訟 (①事件)	スコーキー村3条例 違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例 違憲訴訟 (③事件)	その他事項
	4	29	コリンがイリノイ州控訴裁に上訴して差止命令の停止を求めるが、斥けられる。コリンは5月1日の代わりに4月30日に行進を行うことを宣言する。			
	4	30	スコーキー村が差止命令を4月30日以降のすべての日とするよう申し立て、巡回裁判所のサリバン判事がこれを認める。NSPAの成員はスコーキー村に到着したが、命令の変更について説明を受けて引き返す。			
	5	2		スコーキー村が、NSPAのデモを阻止するための3つの条例を制定する。		
	5	6	ウォシック判事が、NSPA側による4月30日の命令の無効又は停止の訴えを斥けるとともに、29日の命令を修正して30日の命令と同内容に修正する。			
	5	25	NSPAがイリノイ州最高裁に上訴し、差止命令の執行を停止することと非常の措置として州最高裁で直接審理を行うことを求めたが、斥けられる。			
	6	14	連邦最高裁が、イリノイ州裁判所が差止命令を除去するか、直ちに実体判断を行うための口頭弁論を開くことを求め、イリノイ州最高裁に事件を差し戻す(National Socialist Party of America v. Village of Skokie, 432 U.S. 43 (1977))。			

年	月	日	スコークー村デモ差止訴訟 (①事件)	スコークー村3条例違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例違憲訴訟 (③事件)	その他事項
	6	22	イリノイ州最高裁は、同州控訴裁に対して、直ちに差止命令に関する実体審理を行うか、その命令の執行を停止するように命じる。	コリンは、条例994号の規定に従って7月4日にスコークー村庁舎の前でデモを行うための許可を申請するとともに、保険の要件を免除するか、保険業者を見つけることを手伝うよう求める。後に村は996号違反を理由に申請を拒ける。コリンは6月中に違憲訴訟を提起。		
	6	29				ゴールドシュタイン等が「精神虐待」を主張してNSPAのデモの差止を求めた集団訴訟 (④事件) で、クック郡巡回裁判所が審理の日を8月29日に設定する (Goldstein v. Collin)。
	7	2				コリンが7月4日に予定していたデモの延期を表明するとともに、年内にデモを行うことを宣言する。
	7	12	イリノイ州控訴裁は、鉤十字の掲示の禁止を除いて差止命令を無効とする判断を示す (Village of Skokie v. National Socialist Party of America, 51 Ill.App.3d 279 (1977))。			
	7	29			連邦地裁が、保険加入を求めるシカゴ市公園区の上記措置を違憲とする判決を下す (Collin v. O'Malley, Dkt. No. 76 C 2024 (unpublished))。	
1978	1	8				アメリカ・ユダヤ人会議の全国評議会が、NSPAのスコークー村での行進がナチスの制服と鉤十字を含む場合には反対するとする決議を採択する。

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

年	月	日	スコーキー村デモ 差止訴訟 (①事件)	スコーキー村3条例 違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例 違憲訴訟 (③事件)	その他事項
	1	27	イリノイ州最高裁が差止命令全体を違憲無効とする (Village of Skokie v. National Socialist Party of America, 69 Ill.2d 605 (1978))。			イリノイ州最高裁は④事件の訴えを拒ける。
	2	23		連邦地裁がスコーキー村の3条例すべてを違憲とする (Collin v. Smith, 447 F.Supp. 676 (N.D. Ill. 1978))。		
	3	13				コリンが4月20日のヒトラーの誕生日に行進を行うと発表 (ただし、この発表はコリンの計画するものではなく、デマだったともいわれる)。その後4月22日 (「過越の祭り」の日)に日程を変更。
	3	16		スコーキー村が、連邦控訴裁が判決を出すまで連邦地裁判決の執行を延期するよう申し立てる。		
	3	17		連邦地裁が判決の執行を45日間延期することを決定する。		
	4	6		連邦控訴裁が30日間連邦地裁判決の執行を延期することを認めるとともに、口頭弁論を4月14日に設定する。		
	4	11				コリンがスコーキー村に6月25日にデモを行うための許可を申請する。
	5	2				イリノイ州議会上院司法委員会が、人種的憎悪の表明等を刑事規制する法案を全会一致で支持。
	5	10				イリノイ州議会上院が上記法案を可決。
	5	22		連邦控訴裁が3つの条例すべてを違憲と判断し、控訴を棄却する (Collin v. Smith, 578 F.2d 1197 (7th Cir. 1978))。		

年	月	日	スコークー村デモ 差止訴訟 (①事件)	スコークー村3条例 違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例 違憲訴訟 (③事件)	その他事項
	5	23				コリンがプレス・リリースを発表。①スコークー村の3条例がすべて違憲とされること、②イリノイ州議会が上記法案を取り下げること、③シカゴ市公園区が保険要件を撤廃することを条件に、スコークー村でのデモを取りやめることを発表する。
	5	26				スコークー村はコリンに対して、6月25日のデモを認める通知を発する。
	6	6				イリノイ州議会下院司法委員会が上記法案を否決。
	6	12	連邦最高裁が、NSPAのデモに対する差止命令を認めなかった州最高裁判決 (Village of Skokie v. National Socialist Party of America, 373 N.E.2d 21 (Ill. 1978))と、連邦最高裁に上告中である。3条例を違憲と判断した連邦控訴裁判決 (Collin v. Smith, 578 F.2d 1197 (7th Cir. 1978))の執行の差止めを求める訴えを斥ける (Smith v. Collin, 436 U.S. 953 (1978))。			
	6	13				イリノイ州議会下院が上記法案を否決。
	6	22			前年7月29日の地裁判決を受けて、シカゴ市は保険の要件を撤廃するのではなく、その要件を維持しつつ保険額を下げる措置をとった。これに対して、NSPAの側が不服を申し立てた。連邦地裁はこの市の措置が第1修正に反すると判断し、市当局に対して、NSPAによるマーケット・パークでのデモを認めるように命じる。コリンは、NSPAはスコークー村でデモを行わないと宣言。	
	6	23				スコークー村はコリンがスコークー村でデモを行わないと宣言したことを承けて、デモの許可を取り消す。

マイノリティ集住地域におけるヘイト・スピーチの規制

年	月	日	スコークー村デモ 差止訴訟 (①事件)	スコークー村3条例 違憲訴訟 (②事件)	シカゴ市条例 違憲訴訟 (③事件)	その他事項
	6	24				NSPAがシカゴ市内のフェデラル・ビルディング・プラザ (Federal Building Plaza) において行進を行う。
	6	29			市当局が6月22日の命令の停止を求めたが、連邦地裁により斥けられる (Collin v. O' Malley, 452 F. Supp. 577 (N.D.Ill. 1978))。	
	7	9				NSPAがシカゴ市のマーケット・パークでデモ行進を行う。
	10	16		連邦最高裁が連邦控訴裁の判決に対する上訴を受理しないと決定する (Smith v. Collin, 439 U.S. 916 (1978))。		連邦最高裁は④事件の訴えを斥ける。
1979	11	*				NSPAがコリンを除名する。
1980	1	10				コリンが10歳から14歳の5人の少年に淫らな行為を行ったことでシカゴ市の警察によって逮捕される (後に有罪とされ、7年の自由刑を科せられるが、3年で釈放される)。

註) この年表は、STRUM, *supra* note 10, at 151-54 の年表を基礎にしつつ、本稿で引用した文献に記載された情報により適宜補足を行うことにより作成した。年月日のうち不明な箇所には*マークを付けた。

[付記] 本稿に掲載したウェブ・サイトの最終閲覧日は2017年2月9日である。

